

## 第 1 . 改正の概要

### 1 . 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 40 号）により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて都道府県知事又は保健所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質変更に係る届出等の義務を課す仕組みが創設された。また、これを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 5 号）により、指定区域として都道府県知事等が指定する廃棄物が地下にある土地（指定区域の範囲）を次の ~ のとおり定めたところ。

廃止の確認がされた最終処分場の埋立地

廃止の届出がされた最終処分場の埋立地

- ・ 以外の埋立地（継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって環境省令で定めるもの又は環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの）

これらの法令を施行するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）の一部を改正し、これらの法令により環境省令で定めることとしている指定区域の範囲の詳細及び指定の方法等を定めることとする。

- (1) 指定区域の範囲( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令( 昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。 ) 第 13 条の 2 関係 )

ア 継続的に又は反復して埋立処分が行われた次の廃棄物の埋立地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく設置届出がされた廃棄物の最終処分場のうち、平成 3 年法改正により創設された廃止届の施行（平成 4 年 7 月 4 日）前に廃止されたもの

市町村又は廃棄物処理業者が設置していたミニ処分場（廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行後、かつ平成 9 年の廃棄物処理法施行令の一部改正（平成 9 年政令第 269 号）の施行前に設置された規模要件未滿の最終処分場）及び旧処分場（廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行前に設置された最終処分場）のうち、廃止されたもの

イ 生活環境の保全上の支障の除去等のために廃棄物処理法に基づく措置命令又は代執行等により次の措置が講じられた廃棄物の埋立地

廃棄物の層のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置する措置（いわゆる「遮水封じ込め」）

廃棄物を当該土地から掘削し、当該土地に地下水への浸出を防止するための構造物を設置して、当該構造物の内部に掘削した廃棄物を埋め戻す措置（いわゆる「原位置覆土」）

- (2) 指定区域の指定の方法等（廃棄物処理法第 15 条の 17、第 15 条の 18、第 15 条の 19 関係）

ア 公示の方法

指定をする旨並びに当該指定区域を次の方法により明示して、指定区域の区分（廃棄物

処理法施行令第13条の2第1号、第2号、上記(1)ア、イによる区分をいう。以下同じ。)を明らかにして都道府県又は保健所設置市(以下「都道府県等」という。)の公報に掲載すること。

市町村(特別区を含む)、大字、字、小字及び地番  
平面図

#### イ 指定台帳の調整

帳簿(指定年月日、所在地、概況、指定区域の区分、土地の形質変更の実施状況等)及び図面(周辺地図等)は、指定区域ごとに調製すること。

帳簿の記載事項及び図面の変更があった場合は、都道府県知事等は速やかにこれを訂正すること。

指定区域が解除された場合は、都道府県知事等は帳簿及び図面を指定区域台帳から削除すること。

#### ウ 届出事項及び添付資料

指定区域の所在地

土地の形質の変更の内容

埋立廃棄物の種類

埋立廃棄物の搬出の有無及び搬出先

土地の形質の変更の完了予定日

土地の形質の変更の施行計画書(モニタリング計画を含む。)

土地の形質の変更場所を明らかにした図面

土地の形質の変更をする指定区域の状況を明らかにした図面

土地の形質の変更の施行方法を明らかにする平面図、立面図及び断面図

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにする図面 等

#### エ 届出の対象とならない軽易な行為等

盛土等の荷重により廃棄物の埋立地の設備の機能に支障を生じるおそれがない行為

掘削等により廃棄物の埋立地の覆いの機能を損なうおそれがない行為

廃棄物の埋立地の設備(例えば、擁壁等)の機能を維持するために必要な範囲内で修復又は点検を行う行為

#### オ 施行方法の基準の概要

土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないよう次のような必要な措置を講ずること。

・廃棄物を飛散、流出させないこと。

・可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、ガス処理等を行うこと。

・埋立地の内部に保有水が発生し、外部に流出するおそれがある場合には、水処理等を行うこと。

土地の形質の変更に当たり、覆いの機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。

土地の形質の変更に当たり、廃棄物の埋立地の設備の機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。

工事に伴う生活環境保全上の支障の有無を確認するために、必要な範囲内で水質検査等のモニタリングを行い、生活環境保全上の支障が認められる場合には、その原因の調

査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること（その結果を都道府県知事等に報告すること）

## 2. 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設に係る改正

### (1) 評価制度の基本的考え方

平成 16 年 1 月 28 日の中央環境審議会の意見具申において、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては、優遇措置を講じることが提言されたところ。

この提言を受け、廃棄物処理法施行規則の一部を改正し、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる仕組みを創設する。

### (2) 評価制度の仕組み

ア 都道府県知事等は、産業廃棄物処理業者の申請に基づき、申請者が(3)に掲げる評価基準に適合すると認めるときは、許可更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができることとする。

イ 許可更新・変更の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより、他の都道府県等における許可更新・変更の際における評価基準適合性の審査事務の軽減を可能とする。

### (3) 評価基準の内容

以下のア～ウの全てに適合する必要があることとする。

ア 許可申請の直前 5 年間にわたり継続して、許可の申請に係る産業廃棄物処理業を営んでおり、その間に廃棄物処理法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）又は環境保全法令（廃棄物処理法施行令第 4 条の 6 に規定する法令）の規定による不利益処分を受けていない者であること。

イ 許可申請の直前 5 年間にわたり、次の～の全ての事項（収集運搬業者はこのうちの一部を除く。）をインターネット上で公開し、かつそれぞれの事項ごとに定められた頻度で情報を更新している者であること。

	公開事項	更新頻度
会社情報	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 申請者が法人である場合には、廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号二に規定する役員の氏名及び就任年月日 申請者が法人である場合には、法人の設立年月日並びに名称、資本金及び事業（当該申請に係る事業以外の産業廃棄物処理の事業を含む。以下の基準項目について同じ。）の内容の変更履歴	変更の都度

許可の内容	<p>事業計画（当該申請に係る事業以外の産業廃棄物処理に係る事業計画を含む。）の概要及び事業の範囲  許可証の記載事項（許可証の写し）</p>	変更の都度
施設及び処理の状況	<p>事業の用に供する施設ごとの種類、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬業者 - 運搬車両ごとの車両形式、規模・能力（積載量等）、積替保管施設ごとの面積、保管上限量等</li> <li>・ 処分業者 - 処理施設ごとの種類、設置年月日、処理能力（規模）、処理する産業廃棄物の種類、処理方式、構造及び設備（環境保全設備を含む。）の概要等</li> </ul> <p>事業場における産業廃棄物の処理行程の概略図【<b>処分業者のみ</b>】  申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理の一部を委託する場合には、委託した処理の内容、当該委託先の事業者の名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）【<b>処分業者のみ</b>】</p> <p>直前1年間（情報を掲載又は更新する日の前々月中までのものを最新情報として、当該月から遡って過去12月分）の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬業者 - 受入量及び運搬方法ごとの運搬量を毎月ごとに算出</li> <li>・ 処分業者 - 受入量及び処分方法ごとの処分量並びに中間処理後の廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量を毎月ごとに算出</li> </ul>	<p>変更の都度</p> <p>変更の都度</p> <p>6月ごとに1回</p>
	<p>処理施設の維持管理に関する記録【<b>廃棄物処理法施行令第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を設置している処分業者のみ</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法施行令第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設（当該申請に係る事業以外の産業廃棄物処理の事業の用に供するものを含む。）を設置する場合には、廃棄物処理法第15条の2の3において準用する第8条の4の規定による記録のうち直前1年間（情報を掲載又は更新する日の前々月中までのものを最新情報として、当該月から遡って過去12月分）の記録</li> <li>・ ただし、上記の記録事項のうち、全対象施設における処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量並びに焼却施設等における燃焼ガス温度及び一酸化炭素濃度等の連続測定結果は除く。</li> </ul>	6月ごとに1回
財務諸表	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	1年ごとに1回

<b>料金の提示方法</b>	処理を委託する事業者に対する処理料金の提示方法	変更の都度
<b>組織体制</b>	<p>事業に係る職務分掌の概要及び人員配置を明確にした組織図</p> <p>事業従事者の資格取得状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの取得人数</li> <li>・ 産業廃棄物処理施設を設置している場合は、施設ごとの技術管理者の氏名</li> </ul> <p>事業従事者の産業廃棄物関係講習会の受講状況（講習会の名称及び開催日ごとの修了者数並びに修了番号を付与する講習会の場合にはその番号）</p>	<p>変更の都度（人員配置については1年ごとに1回）</p> <p>変更の都度</p> <p>変更の都度</p>
<b>地域融和</b>	事業の実施に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、その頻度）	変更の都度

なお、本基準適合に要する情報公開の期間については、できるだけ早期の情報公開を促進するために一定の経過措置を設けることとする。具体的には評価制度の施行1年後までに情報公開を始めた場合は、基準適合に要する情報公開の期間を6ヶ月とするとともに、この経過措置の適用を受けるためには、遅くとも平成18年4月1日からは情報公開を始めることを要件とする（これ以降に開始した場合は5年間）ものであり、次の表のとおりとする。

期間	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～平成18年9月30日	6ヶ月
平成18年10月1日～平成23年3月31日	平成18年4月1日から更新許可等に係る申請書類の提出の日までの間
平成23年4月1日～	5年

#### ウ 環境保全への取り組み

ISO14001規格、環境省のエコアクション21など一定の環境マネジメントシステムに係る第三者認証又は都道府県知事等の認定のいずれかを取得している者であること。

なお、本基準項目については、環境マネジメントシステムの認証制度の普及状況に照らして適用まで一定の猶予期間を設けることとする。

(4)省略することができる申請書類

- ア 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者  
事業計画の概要を記載した書類（第9条の2第2項第1号等）  
当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（第9条の2第2項第4号等）  
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（第9条の2第2項第6号等）  
定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（第9条の2第2項第8号等）
- イ 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者  
事業計画の概要を記載した書類（第10条の4第2項第1号等）  
処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（第10条の4第2項第4号等）  
当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（第10条の4第2項第6号等）  
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（第10条の4第2項第8号等）  
定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（第10条の4第2項第8号等）

3. 産業廃棄物RPF施設（破碎後の廃プラスチック類の圧縮固化を行う破碎施設）の構造・維持管理基準の見直しに係る改正

産業廃棄物たる廃プラスチック類の破碎施設について、破碎された廃プラスチック類を圧縮、押出しにより成形し、密度を高めて固形化する場合（以下「圧縮固化」という。）、いわゆるRPFを製造・保管する場合における摩擦熱や蓄熱に起因する発火等による生活環境保全上の支障を防止するため、以下のとおり、技術上の基準の見直しを行う。

(1)産業廃棄物処理施設の技術上の基準の追加

廃プラスチック類の破碎施設について、破碎によって生じた廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあっては、次の要件を新たに追加する。

- ア 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。
- イ 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定できる装置が設けられている成形設備が設けられていること。
- ウ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。
  - 圧縮固化された廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。
  - 冷却設備の入口及び出口における温度の連続測定装置（水を用いて冷却する場合は除く。）が設けられていること。
  - 冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度の連続測定装置（水を用いて冷却する場合は除く。）が設けられていること。
- エ 圧縮固化された廃プラスチック類を保管する場合は次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
  - 常時換気することができる構造であること。

散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

- オ 圧縮固化された廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管期間が7日以内のときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、成形固化された廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

- カ 圧縮固化された廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

圧縮固化された廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- キ 圧縮固化された廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとときは、オの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

圧縮固化された廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

圧縮固化された廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、圧縮固化された廃プラスチック類の表面温度を監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化された廃プラスチック類を搬入する場合にあつては、この限りでない。

保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

(2) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の追加

廃プラスチック類の破碎施設について、破碎によって生じた廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次の要件を新たに追加する。

- ア 成形設備にあつては、次のとおりとする。

運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。

上記の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

- イ 冷却設備にあつては、次のとおりとする。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷

却すること。

冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること（水を用いて冷却する場合は除く。）。

冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること（水を用いて冷却する場合は除く。）。

冷却設備内で圧縮固化された廃プラスチック類が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

上記 及び の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

ウ 圧縮固化された廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとすること。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。

圧縮固化された廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、記録すること。

エ 搬入しようとする圧縮固化された廃プラスチック類の性状が上記ウの基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ搬入しないこと。

オ 圧縮固化された廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、上記ウの規定の例によること。

カ 搬出しようとする圧縮固化された廃プラスチック類の性状が上記ウの基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。

キ 保管設備内に搬入した圧縮固化された廃プラスチック類の性状を適切に管理するため、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること（保管設備に搬入することなく、搬出する場合も当該規定を適用する。）。

ク 圧縮固化された廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次のとおりとする。

保管設備内を常時換気すること。

保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化された廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化された廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。

ケ 圧縮固化された廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。

複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。

容器中の圧縮固化された廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに圧縮固化された廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。

上記 の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。

コ 圧縮固化された廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日以内のときは、次のとおりとする。

保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。



上記の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

タ 圧縮固化された廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるときは、クの規定にかかわらず、次のとおりとする。

保管設備内を定期的に清掃すること。

保管した圧縮固化された廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化された廃プラスチック類の温度の異常な温度上昇を防止するために必要な措置を講ずること。

圧縮固化された廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。

保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

上記及びの規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

チ 圧縮固化された廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるときは、クの規定にかかわらず、次のとおりとする。

保管設備内を定期的に清掃すること。

圧縮固化された廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。

圧縮固化された廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、圧縮固化された廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化された廃プラスチック類を搬入する場合にあつては、この限りでない。

保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。

上記の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

なお、施行日において既に設置されている既存施設については、一定の経過措置を設けることとする。

#### 4．最終処分場に係る維持管理積立金の安定型産業廃棄物最終処分場への適用拡大

平成9年廃棄物処理法改正により設けられた維持管理積立金制度が、一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場（国又は地方公共団体（港務局を含む。以下同じ）以外の者が設置するもの）に適用されているところ、安定型産業廃棄物最終処分場（国又は地方公共団体以外の者が設置するもの）にも適用することとする。

なお、施行日前に埋立処分が開始された安定型産業廃棄物最終処分場には、適用しないこととする。

#### 5．一般廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の簡素化に係る改正

##### (1) 概要

都道府県知事から一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた許可業者等が、当該都道府県知事又は他の都道府県知事に対して、施設の新規許可や変更許可等の申請を行う場合に、当該申請に係る審査を行う都道府県知事の判断により、先行許可に係る許可を証明する書類の提出をもって、住民票の写し又は登記簿の謄本の全部又は一部に代えることができることとする。

また、一般廃棄物処理施設の設置許可等の申請を行う場合、申請者が直前の事業年度における証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（以下「貸借対照表等」という。）に代えて、当該有価証券報告書を添付することができることとする。

## （2）住民票の写し又は登記簿の謄本を省略できる申請手続

対象となる申請手続

- ・一般廃棄物処理施設の設置許可
- ・一般廃棄物処理施設の変更の許可
- ・一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可
- ・合併又は分割の認可
- ・相続の届出

住民票の写し又は登記簿の謄本の代用となる許可を証明する書類

- ・一般廃棄物処理施設の設置許可を証明する書類
- ・一般廃棄物処理施設の変更の許可を証明する書類

いずれも許可処分後5年間を経過していないものであり、かつ、簡略手続により得たものではないものに限る。

## （3）貸借対照表等を省略できる申請手続

対象となる申請手続

- ・一般廃棄物処理施設の設置許可
- ・一般廃棄物処理施設の変更の許可
- ・一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可
- ・合併又は分割の認可

## 施行予定

平成17年4月1日